

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜用紙（大きさは、日本工業規格A列4番とする。）の枚数を増加し、この様式に準じた申請書を作成すること。
- 3 評議員となるべき者のうちに、社会福祉法施行規則第2条第1項第5号に該当する者がいるときは、当該者、当該他の各評議員の氏名及び当該他の各評議員との関係を説明する事項を記載すること。
- 4 評議員となるべき者のうちに、社会福祉法施行規則第2条第1項第6号に該当する者がいるときは、当該者、当該他の各役員の氏名及び当該他の各役員との関係を説明する事項を記載すること。
- 5 理事となるべき者のうちに、社会福祉法施行規則第2条第1項第7号に該当する者がいるときは、当該者、当該他の各理事の氏名及び当該他の各理事との関係を説明する事項を記載すること。
- 6 監事となるべき者のうちに、社会福祉法施行規則第2条第1項第8号に該当する者がいるときは、当該者、当該他の各役員の氏名及び当該他の各役員との関係を説明する事項を記載すること。
- 7 この申請書には、社会福祉法施行規則第2条第2項各号に掲げる書類を添付すること（※）。  
以上のほか、内容に応じその他必要な書類の提出を求めることがあります。
- 8 社会福祉法人設立認可申請書類には、副本1通を添付すること。

※社会福祉法施行規則第2条第2項

前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 設立当初において当該社会福祉法人に帰属すべき財産の財産目録及び当該財産が当該社会福祉法人に確実に帰属することを明らかにすることができる書類
- 二 当該社会福祉法人がその事業を行うため前号の財産目録に記載された不動産以外の不動産の使用を予定しているときは、その使用の権限が当該社会福祉法人に確実に帰属することを明らかにすることができる書類
- 三 設立当初の会計年度及び次の会計年度における事業計画書及びこれに伴う収支予算書
- 四 設立者の履歴書
- 五 設立代表者を定めたときは、その権限を証明する書類
- 六 評議員となるべき者及び役員となるべき者の履歴書及び就任承諾書